

四訂

栄養教諭論

— 理論と実際 —

金田 雅代 編著

建帛社

KENPAKUSHA

編著者

かねだ まさよ
金田 雅代 女子栄養大学名誉教授
元文部科学省スポーツ・青少年局

〔執筆分担〕

第1章

著者〔五十音順〕

あいば 饗場	なおみ 直美	神奈川県工科大学応用バイオ科学部	第4章
いしづか 石塚	こうじ 浩司	静岡県袋井市教育委員会	第10章3-1) 実践事例②
いまい 今井	たかのり 孝成	昭和大学医学部小児科学講座	第10章3-1)
えぐち 江口	ようこ 陽子	佐賀県基山町立基山小学校	第2章2
おおた 太田	あつひろ 敦弘	鳥取県日吉津村教育委員会	第9章5
かがわ 香川	あきお 明夫	女子栄養大学短期大学部	第2章1
かみぞのりゅうのすけ 上園竜之介		埼玉大学教育学部	第9章3
きたがわ 北川	だいき 大樹	東京都八王子市立第六小学校	第9章6
きよく 清久	としかず 利和	文部科学省初等中等教育局	第6章4, 第7章3
さいとう 齊藤	るみ るみ	文部科学省初等中等教育局	第8章
すずき 鈴木	まり 真理	政策研究大学院大学保健管理センター	第10章3-3)
たかの 高野	ひろお 浩男	山形大学大学院教育実践研究科	第9章4
たるい 樽井	けいこ 圭子	栃木県宇都宮市立五代小学校	第9章2
ちゅうまん 中馬	かずよ 和代	鹿児島純心女子短期大学	第11章5-4)
ながしま 長島	ほこ 美保子	(公社)全国学校栄養士協議会	第3章
なかにし 中西	ともみ 智美	鹿児島県立串木野養護学校	第7章4
なるかわ 鳴川	てつや 哲也	文部科学省国立教育政策研究所	第9章7
はせ 長谷川	せがみ 実穂	昭和大学医学部小児科学講座	第10章1, 2
はら 原	みつひこ 光彦	東京家政学院大学人間栄養学部	第10章3-2)
ひらいわ 平岩	やすひろ 靖弘	愛知県岡崎市こども部	第11章5-3)
ふかくら 深藏	しょうこ 祥子	大分県教育庁	第9章1
みずしま 水嶋	まゆみ 真由美	元福井県越前町立朝日中学校	第11章5-2)
みやたけ 宮武	ちづこ 千津子	香川県高松市立国分寺南部小学校	第7章1, 2
むらい 村井	えいこ 栄子	元香川県丸亀市立綾歌中学校	第7章1
よこしま 横嶋	つよし 剛	文部科学省スポーツ庁	第5章, 第6章1~3
よこはら 横張	あきこ 亜希子	埼玉県立越谷総合技術高等学校	第9章8
よしほら 吉原	ともこ 朋子	元秋田県五城目町立五城目第一中学校	第11章1~4, 5-1)

初版はしがき

栄養教諭制度は2005（平成17）年4月1日スタートした。それまでは、主に学校給食の管理業務を中心とする学校栄養職員が、食に関する指導の一部を担ってきた。今回の創設で、栄養教諭は食に関する指導と学校給食の管理を一体的のものとしてその職務とし、教諭や養護教諭と並んで、児童・生徒に対する指導を直接的に担う教育職員として位置づけられたのである。

栄養教諭制度は、2004（平成16）年1月20日の中央教育審議会答申において、「近年、食生活の乱れが深刻になっており、望ましい食習慣の形成は、今や国民的課題になっている。子どもたちが将来にわたって健康に生活していけるようにするためには、子どもたちに対する食に関する指導を充実し、望ましい食習慣の形成を促すことが重要である。また、食に関する指導の充実は、「生きる力」の基礎となる健康と体力を育むほか、食文化の継承、社会性の涵養などの効果も期待できる。」と提言されたのを受けて、学校における食に関する指導体制を整備するために創設されたものである。

栄養教諭の免許状は、栄養士あるいは管理栄養士の基礎資格の上に、教育に関する専門性を併せ持つこととされている。養成においては、新設された科目「栄養に係わる教育」で、食文化や食の歴史など、児童・生徒を取り巻く課題を踏まえ、栄養教諭としての使命や職務内容の重要性を理解し、教育に関する専門性および栄養に関する専門性を横断的に身に付けることができるようにすることを目的としている。

新設科目であり、その趣旨や内容を養成課程の学生や関係者はもとより、現職の栄養教諭あるいは学校栄養職員にも理解され、食に関する指導の充実が図られるように周知することが緊急の課題と考えられる。本書は、それらの趣旨を踏まえ、栄養教諭養成課程の「栄養に係わる教育」に関する科目2単位の教科書として企画したものである。

本書をひとつのベースとして、栄養教諭がその役割を自覚し、その活動がより良いものとなることを願っている。

本書の発刊のきっかけを作っていただいた中村丁次先生、山本茂先生、編集意図を理解いただき限られた時間で執筆いただいた先生方、本書の発刊に終始ご尽力いただいた建帛社筑紫社長ならびに編集部の方々にお礼申し上げる。

平成17年7月

編著者 金田 雅代

四訂によせて

平成29年3月に小学校、中学校、4月に特別支援学校（小学部・中学部）、平成30年3月に高等学校、平成31年2月に特別支援学校（高等部）の学習指導要領が改訂されました。今回の学習指導要領の改訂の基本的な考え方は三つあり、一つ目は社会に開かれた教育課程を重視すること、二つ目は確かな学力を育成すること、三つ目は体育健康に関する指導の充実により豊かな心や健やかな体を育成することです。

この学習指導要領の改訂で特筆したいことは、平成20年の改訂で初めて明記された「学校における食育の推進」は「体育科の時間はもとより～」であったものが、今回は「体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること」と具体的に教科等が示され、学校教育活動全体を通じて指導することがより明確になったことです。

このことは平成28年12月21日の中央教育審議会答申の中に、健康・安全・食に関する資質・能力として、「食を取り巻く社会環境が変化し、栄養摂取の偏りや朝食欠食といった食習慣の乱れ等に起因する肥満や生活習慣病、食物アレルギー等の健康課題が見られるほか、食品の安全性の確保や食糧自給率向上、食品ロス削減等の食に関わる課題が顕在化している」ことが課題として示され、前回の答申より食に関する問題は深刻化しており、食育の推進は待ったなしの国の重要課題であることに他なりません。生涯にわたって健康で安全な生活や健全な食生活を送るために必要な資質・能力を育むためには、栄養教諭が果たす役割はますます重要になっています。

本書は、今回の学習指導要領の改訂、『食に関する指導の手引（第二次改訂版）』の改訂を踏まえて大幅に内容を見直し、併せてこの10年間に取り組まれてきた食育の実践例等の充実を図りました。

栄養教諭を目指す学生の教科書として、また、栄養教諭、学校栄養職員、教職員、地域で活躍されている食育関係者の方々にもご活用いただけることを願っております。

最後に、各執筆者の先生方、建帛社の会長はじめ編集部の皆様のご協力を得て発刊に至りましたことをここに記して御礼の言葉といたします。

令和元年5月

編著者 金田 雅代

目 次

第1章 栄養教諭の制度と役割

1. 栄養教諭制度創設の経緯	1
1) 学校栄養職員の歴史	1
2) 栄養教諭制度創設まで	3
3) 創設に至るまでの審議会答申	3
4) 創設以降の審議会答申	7
5) 学習指導要領改訂	7
2. 栄養教諭の資質能力の確保	7
3. 栄養教諭の配置	9
4. 栄養教諭の身分	10
5. 栄養教諭の職務	11
1) 栄養教諭の職務	11
2) 学校給食法に示されている栄養教諭の職務	12
6. 学校給食の歴史	14
7. 学校給食法	17
8. 食育基本法の施行, 食育推進基本計画の決定	18
1) 食育基本法	18
2) 食育推進基本計画	18

第2章 学校組織と栄養教諭

1. 学校組織と栄養教諭の位置づけ	19
1) 学校給食と教育的な意義と役割を担う栄養教諭	19
2) 校務分掌と栄養教諭	21
2. 委員会活動等における栄養教諭の役割	24
1) 学校保健委員会	24
2) 食育推進委員会	26

第3章 学校給食と日本人の食生活

1. 学校給食の食事内容の推移	28
1) 時代背景に応じて多様化してきた学校給食	28
2) 学校給食の食事環境	32
3) 学校給食用食器具の変遷	33
2. 地場産物の活用と郷土食	33
1) 学校給食における地場産物の活用	33
2) 米飯給食の普及と郷土食	34

第4章 子どもの発達と食生活

1. 体位と健康 37
 - 1) 体 位 37
 - 2) 体 力 38
2. 食習慣と健康 39
 - 1) 健康状態（肥満とやせ） 39
 - 2) 食生活状況 40
3. 調査から見える食生活の課題 42
4. 学校給食でのエネルギーおよび栄養素の摂取量 45

第5章 学習指導要領の意義と食育のあり方

1. 学習指導要領改訂の趣旨 47
 - 1) 6つの改善すべき事項 47
 - 2) 中教審答申で示された資質・能力 48
 - 3) 資質・能力の3つの柱 48
2. 学校における体育・健康に関する指導と食育の推進 49
3. 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力 49
4. カリキュラム・マネジメント 50
 - 1) カリキュラム・マネジメントの重要性 50
 - 2) カリキュラム・マネジメントの3つの側面 51
 - 3) 食育とカリキュラム・マネジメント 51
5. 栄養教諭に求められるもの 53
 - 1) 栄養教諭を中核としたPDCA サイクルの構築 53
 - 2) 栄養教諭の授業参画 53

第6章 食に関する指導の全体計画

1. 「食に関する指導の全体計画」の作成の必要性 55
2. 食に関する指導の目標と内容 55
 - 1) 食に関する指導の目標 56
 - 2) 食育の視点 56
3. 全体計画作成の手順および内容 59
 - 1) 実態の把握 59
 - 2) 評価指標の設定 59
 - 3) 食に関する指導の目標の設定 59
 - 4) 食育推進組織 60
 - 5) 食に関する指導の体系 60
 - 6) 地場産物の活用 60
 - 7) 家庭・地域との連携 60

8) 食育推進の評価	60
4. 食育推進の評価	64
1) 評価の考え方	64
2) 評価の進め方	64
3) 学校評価との関連	65

第7章 「食に関する指導」の展開

1. 指導内容の整理と指導計画	66
1) 小学校低学年	67
2) 小学校中学年	67
3) 小学校高学年	67
4) 中学校	72
2. 年間指導計画に基づいた指導の成果	72
3. 学習指導の評価	73
1) 基本的な考え方	73
2) 評価の実施	73
3) 評価結果の活用	74
4. 特別支援学校における食に関する指導	74
1) 特別支援学校における食に関する指導の意義・価値	74
2) 教育課程上の位置づけ	75
3) 衛生管理とリスクマネジメント	75
4) 栄養教諭の役割	78

第8章 給食の時間における食に関する指導

1. 給食の時間における指導	84
1) 学校指導要領における給食の位置づけ	84
2) 給食の時間における指導の特徴	86
3) 給食の時間における食に関する指導の進め方	89
2. 指導における留意点	95
1) 学校給食におけるリスクマネジメント	95
2) 給食の時間における指導の評価	96
3) 給食時間の指導上の留意点	96

第9章 教科等における食に関する指導

1. 生活科における食に関する指導	97
1) 小学校学習指導要領「生活科」の目標	97
2) 小学校学習指導要領「生活科」における食に関連する内容	98

3) 教科の特質	99
4) 栄養教諭の関わり	99
2. 「家庭科」, 「技術・家庭科（家庭分野）」における食に関する指導	101
1) 小学校「家庭科」における食に関する指導	101
2) 中学校「技術・家庭科」（家庭分野）における食に関する指導	105
3. 「体育科」, 「保健体育科」における食に関する指導	108
1) 学習指導要領「体育科」, 「保健体育科」の目標	108
2) 学習指導要領「体育科」, 「保健体育科」における食に関する内容	109
3) 「保健」における食に関連する内容	111
4) 「保健」における学習指導の工夫	112
5) 栄養教諭の関わり	112
6) 保健の指導例	113
4. 総合的な学習の時間における食に関する指導	114
1) 学習指導要領「総合的な学習の時間」の目標	114
2) 学習指導要領「総合的な学習の時間」の内容	115
3) 総合的な学習の時間の特質	116
4) 栄養教諭の関わり	119
5) 小学校の事例	119
6) 評価について	120
5. 特別活動における食に関する指導	121
1) 学習指導要領「特別活動」の目標	121
2) 学習指導要領「特別活動」における食に関する指導の内容	122
3) 特別活動の特質	123
4) 特別活動における栄養教諭の関わり	127
5) 児童会・生徒会活動・クラブ活動における指導	128
6. 社会科における食に関する指導	129
1) 学習指導要領における「社会科」の目標	129
2) 学習指導要領における食に関する指導内容	130
3) 教科の特質	131
4) 栄養教諭の関わり	132
7. 理科における食に関する指導	132
1) 学習指導要領「理科」の目標	132
2) 学習指導要領における食に関する指導内容	133
3) 教科の特質	135
4) 栄養教諭の関わり	136
8. 特別の教科 道徳における食に関する指導	136
1) 学習指導要領「特別の教科 道徳」の目標	136

- 2) 学習指導要領における食に関する指導の内容 137
- 3) 教科の特質 139
- 4) 栄養教諭の関わり 139

第10章 個別栄養相談指導の意義と方法

- 1. 個別栄養相談の意義 141
 - 1) 対象となる児童・生徒 141
 - 2) 自己効力感を高める重要性 142
- 2. 個別栄養相談の方法 142
 - 1) 専門知識の確認 143
 - 2) 児童・生徒, 保護者の準備段階の評価 143
 - 3) 面談の方法 143
 - 4) 行動変容のステージモデル 144
 - 5) 行動変容のステージに合わせた具体的な指導のポイント 145
- 3. 個別栄養相談指導の実際 147
 - 1) 食物アレルギー 147
 - 2) 肥 満 156
 - 3) やせ (過激なダイエット・偏食含む) 159

第11章 家庭・地域社会との連携

- 1. なぜ今「家庭・地域社会との連携」なのか 163
 - 1) 学校・家庭・地域社会の連携 163
 - 2) 学校給食法と地域連携 163
- 2. 家庭・地域社会との連携に期待される「コーディネーター」の役割
..... 164
- 3. 地域・家庭との連携を具体的に推進するための「キーワード」… 165
 - 1) 「開く」 165
 - 2) 「結ぶ」 165
 - 3) 「育む」 165
- 4. 地場産物を活用するための連携 166
 - 1) 学校給食における地場産物 166
 - 2) 教材としての地場産物 166
 - 3) 関係機関との連携と年間計画 166
- 5. 連携の実践例 167
 - 1) 学校給食単独調理校 (調理場) における実践例 167
 - 2) 学校給食センターにおける実践例 (越前町学校給食センター) 171
 - 3) 市の給食会における実践例 (岡崎市学校給食協会) 175
 - 4) 都道府県学校給食会における実践例 (鹿児島県学校給食会) 179

 **資 料**

1. 食に関する指導体制の整備について（中央教育審議会答申）……	182
2. 食育基本法〔抜粋〕……	190
3. 第3次食育推進基本計画〔抜粋〕……	194
4. 幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の 学習指導要領等の改善について〔抜粋〕（中央教育審議会答申）…	207
5. 学校給食法〔抜粋〕……	208

索 引 ……	211
---------------	-----

第1章 栄養教諭の制度と役割

本章では、学校栄養職員の歴史、栄養教諭制度創設の経緯を十分に把握した上で、栄養教諭の職務内容を正しく理解し、果たすべき役割をしっかりとらえられるようにする。

1. 栄養教諭制度創設の経緯

1) 学校栄養職員の歴史

- 1954(昭和29)年 学校給食法に関する参議院の付帯決議で、「学校給食を担当する栄養管理職員の給与についても国庫補助の途を開くこと」とされた。
- 1957(昭和32)年 学校給食法の一部を改正する法律に対する衆議院の付帯決議において、「学校給食の重要性にかんがみ、義務教育諸学校並びに夜間課程を置く高等学校に栄養士を置くよう所要の措置を講ずるとともに、学校給食に従事する職員の身分の確立とその給与費国庫補助の方途を講ずること」とされたが、現実的には学校の中に学校栄養職員のポストがなく、学校の設置者である市町村教育委員会は、給与の予算措置上、適当な職名をつけて配置していた。その当時は、主業務が調理作業であり、給食の献立作成や栄養指導のための資料作成などは、空いている時間にしか行えなかった。
- 1964(昭和39)年 国は、学校栄養職員を各市町村に設置する援助措置として、「学校栄養職員設置費補助制度」を設けて、共同調理場に勤務する学校栄養職員の設置に要する給与費の2分の1を補助することにした。
- 1966(昭和41)年 国は「学校栄養職員設置費補助制度」を単独調理方式の学校に置かれる学校栄養職員にも拡大した。これにより、共同調理場・単独調理場に勤務する学校栄養職員に対して予算措置はされたが、市町村において必要に応じて置くことができるものとされていたことから、配置を行う市町村の財政力その他の事情によって、各都道府県および市町村ごとの配置状況は著しい不均衡を生じた。
- 1974(昭和49)年 国は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」など関係法令の改正を行い、公立の義務教育諸学校および共同調理場に勤務する学校栄養職員について、新たに都道府県ごとの定数を定めて、給料その他給与に要する経費を都道府県の負担とし、併せてその経費の2分の1を国庫負担することとした。これによって、教育の一環として実施される学校給食に携わる「教育的専門職員」として学校栄養職員の名称がかかげられ、地位が制度上明確になった。その意図するところは、

- ① 義務教育の水準を維持向上するための必要な職員として明確に位置づける。
- ② 財政力のばらつきの大きい市町村の職員として置くことは、配置人員の不均衡が生ずることから、全国的に同一水準での配置を進めること。
- ③ 食事内容の改善向上を図り、児童・生徒に魅力ある学校給食を提供するためには、学校栄養職員の配置が必要であること。
- ④ 給与水準の向上を図ること。

などであった。

以後、国の定数計画に基づいて、適正配置が確保され、全国的水準における待遇改善が図られることとなる。

1985(昭和60)年10月 学校栄養職員の職務が円滑に行われるように、保健体育審議会に「学校栄養職員の職務内容について」の諮問がなされる。

1986(昭和61)年 諮問に対する答申が1月に出され、3月に体育局長「学校栄養職員の職務内容について」が通知された。これにより、学校給食に関する基本計画への参画、栄養管理、学校給食指導、衛生管理など、学校給食の栄養や健康に関する専門的な事項をつかさどる職員として職務が明確になった。

1990(平成2)年 学校栄養職員の教育的指導力向上を図るため「新規採用学校栄養職員研修」が始まる。

1992(平成4)年 『学校給食指導の手引』を改訂し、学校栄養職員の健康教育における役割をまとめ、関係者の理解の促進を図った。

学校栄養職員は、学校における重要な教育活動である学校給食を通じ、児童生徒の健康教育を進めるきわめて大きな役割を担っています。

学校栄養職員は、栄養や健康の専門家として児童生徒の生涯にわたる心身の健康づくりを目指し、内容豊かな給食を提供するばかりでなく、給食指導の面でも、学級担任等への協力等により積極的に参画することが求められます。

(『学校給食指導の手引』より抜粋)

1997(平成9)年 「学校栄養職員経験者研修」を創設し、栄養・衛生に関する新たな役割に対応できるよう、研修内容の拡充を行った。

1998(平成10)年 「食に関する指導の充実について」体育局長通知が出され、学校における食に関する指導の充実を図るためにも、教育活動全体を通して行う健康教育の一環として、効果的な指導を行うことが重要であること、その際に、各学校の判断で、食に関する専門家である学校栄養職員と担任教諭がチームを組んで教科指導や給食指導を行ったり、特別非常勤講師として指導を行ったりするなど、創意工夫を加えたより一層の食に関する指導の充実が図られるようにと各都道府県教育委員会などに依頼された。これにより、それまでチームティーチングが中心であった学校栄養職員の指導が、特別非常勤講師としての指導まで広がるようになった。

2) 栄養教諭制度創設まで

栄養教諭制度の背景には、成長期にある児童・生徒にとって、健全な食生活は、健康な心身を育むために欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすものであることから、きわめて重要な課題となっていることにある。しかし、近年、子どもたちの食生活の乱れは顕著になっており、体力低下傾向も続いている状況にあり、家庭の食生活のあり方も核家族化や共働き家庭の増加など社会環境の変化で子どもだけで食事をする孤食化が進み、家庭の食事は、外食や調理済み食品の利用などの増加傾向にあることなどから、保護者が子どもの食生活を十分に把握して、管理していくことが困難な状況になってきている。

また、最近特に食品の安全性に対する信頼性が揺らいでいる中、食品の品質や安全性についても、正しい知識や情報に基づいて自ら判断できる能力が必要になってきている。

これらの状況を踏まえて、子どもの体力の向上を図るとともに、子どもが将来にわたって健康な生活をしていけるようにするため、家庭だけでなく、学校においても子どもに対する食に関する指導を充実させることが重要である。そして、栄養や食事のとり方などについて、正しい基礎知識に基づいて、子ども自らが判断し、食をコントロールしていく自己管理能力の育成や望ましい食習慣の形成を促すことがきわめて重要となってきたのである。

1997(平成9)年の保健体育審議会の答申以来、学校における食に関する指導は、給食の時間を中心に特別活動、教科指導、「総合的な学習の時間」など学校教育活動全体の中で、学校給食を「生きた教材」として活用しつつ行われてきた。しかし、明確に学校における食に関する指導体制が整備されてこなかったために、地域や学校ごとの取り組みがまちまちであった。そこで食に関する指導が国民的な課題であることから、栄養に関する専門性に裏打ちされたより効果的な食に関する指導をすべての学校で行うため、新たに栄養教諭制度を創設することになったのである。

3) 創設に至るまでの審議会答申

1996(平成8)年 保健体育審議会へ諮問

高齢者人口の増加と少子化などがあいまって、世界にも類をみない勢いで急速に高齢化が進展していること、社会環境の急速な変化は、児童・生徒の心身の健康にさまざまな影響を与えていること、生活習慣病の若年化など食に起因する新たな健康課題が増加していることなどから、「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について」諮問された。

1997(平成9)年9月9日 保健体育審議会の答申

学校給食の今日的な意義が示され、学校栄養職員の新たな役割や求められる資質などについて下記のとおり答申された。

特に、児童・生徒の健康問題の深刻化に伴い、健康教育の一環として食に関する指導の場面が従来以上に増加していることから、学校栄養職員に本来的職務に付加して対応が求

められること、食に関する指導を行うための資質を担保するために、新たな免許制度の導入も含め、資質の向上方策を検討することや、現職研修における給食指導の指導力を高める内容などについて、格段の充実を図ることとされた。

(4) 学校栄養職員

(学校栄養職員の新たな役割)

食の問題は、本来それぞれの家庭の価値観やライフスタイルに基づいて行われるものであり、基本的には個人や家庭にゆだねられるべき問題である。ただし、学校給食の今日的意義、さらには家庭の教育力の低下を勘案すると、学校においても、食の自己管理能力や食生活における衛生管理にも配慮した食に関する基本的な生活習慣の習得などに十分配慮する必要がある。その際、健康教育の一環として、教科等や学校給食における取組とともに、食の問題の悩みを抱えた児童生徒にきめ細かい個別指導を行うことも必要である。さらに、保護者からの児童生徒の食に関する相談のアドバイスや、児童生徒を介した家庭への情報提供も重要である。この中で、学校栄養職員は、食に関する専門家として、このような学校における食に関する指導に専門性を発揮することが期待されている。

近年における食の問題とそれに伴う児童生徒の健康問題の深刻化に伴い、これら健康教育の一環としての食に関する指導の場面が従来以上に増加し、学校栄養職員には本来的職務に付加してその対応が求められる。

このため、学校栄養職員について、栄養管理や衛生管理などの職務はもとより、担任教諭等の行う教科指導や給食指導に専門的立場から協力して、児童生徒に対して集団又は個別の指導を行うことのできるよう、これらの職務を実践できる資質の向上を図る必要がある。

(求められる資質)

学校栄養職員は、食に関する専門家として栄養士の免許を有し、栄養学等の専門に関する知識や技術は確保されているものの、近年充実が求められている食に関する指導を児童生徒に行うために必要な専門性は、制度的に担保されていない。したがって、今後求められる学校栄養職員の資質としては、①児童生徒の成長発達、特に日常生活の行動についての理解、②教育の意義や今日的な課題に関する理解、③児童生徒の心理を理解しつつ教育的配慮を持った接し方、などである。

(資質の向上方策等)

このような学校栄養職員の役割の拡大に伴い、食に関する指導等を行うのに必要な資質を担保するため、新たな免許制度の導入を含め、学校栄養職員の資質向上策を検討する必要がある。なお、各学校において、学校栄養職員が、健康教育の一環として、専門的立場から担任教諭等の行う教科指導や給食指導に協力して、児童生徒に対して集団又は個別の指導を効果的に行うことができるようにするため、最終的には、各学校で効果的な指導が可能となるような学校栄養職員の配置の改善が必要である。

また、現職研修のうち、採用時の研修については、既に平成9年度より日数が大幅に拡充され、経験者研修についても新たに実施されたところであるが、今後は、担当教諭とチームを組んだ教科指導や給食指導に関する実践的な指導力の向上も含め、研修内容の充実に努めるとともに、とりわけ経験者研修について格段の充実を図る必要がある。

この答申以来、本格的に新たな免許制度の導入を含めた学校栄養職員の資質向上方策の検討の必要性が指摘され、栄養教諭制度の創設について検討がされるようになった。

1998(平成10)年 中央教育審議会答申

「今後の地方教育行政の在り方について」で、教職員の研修の見直しと研修休業制度の創設や専門的人材の活用などが答申され、学校栄養職員が他の教職員と一体となって、教育活動に積極的に参加していくことが重要とされた。

具体的改善方策

(教職員の研修の見直しと研修休業制度の創設)

ス 養護教諭，学校事務職員，学校栄養職員等の研修について，これらの職員の専門性を高め，学校運営への積極的な参画を促す観点から，研修内容を見直し，その充実に努めること。

(専門的人材の活用)

ケ 養護教諭，学校栄養職員，学校事務職員などの職務上の経験や専門的な能力を本務以外の教育活動等に積極的に活用するとともに，学校教育相談や進路相談などの分野において学校内外の専門的知識を有する者を活用し必要に応じて校内の生徒指導組織等との連携を行うなど学校内外の多様な人材を積極的に活用する方策を検討すること。

1999(平成11)年 教育職員養成審議会第三次答申

「養成と採用・研修との連携の円滑化について」で，学校栄養職員の研修の現状や問題点が指摘され，研修の充実に必要のあることが答申された。

2. 見直しの方向

○ 学校栄養職員の研修については，児童生徒の食の指導に関する現代的諸課題に適切に対処できる専門性を高め，学校運営に積極的に参画する意欲や態度を培うとともに，職場外での研修を受けやすくするなどの環境整備に努めることが必要である。

2000(平成12)年 食生活指針の策定

文部・厚生・農水の三省が共同で10項目からなる「食生活指針」を定め，これを推進することについて2000年3月に閣議決定された。政府全体で食育を推進することを明らかにし，教育分野の取り組みについても，以下のとおり重点的な推進を図ることとしている。

食生活指針の推進について

1. 食生活指針等の普及・定着に向けた各分野における取組の推進

(2) 教育分野における推進

国民一人一人とりわけ成長過程にある子どもたちが食生活の正しい理解と望ましい習慣を身につけられるよう，教員，学校栄養職員等を中心に家庭とも連携し，学校の教育活動を通じて発達段階に応じた食生活に関する指導を推進する。

2001(平成13)年5月 食に関する指導の充実のための取組体制の整備に関する調査研究

学校における食に関する指導の充実のため，「栄養教諭(仮称)」制度の創設についても視野に入れつつ調査研究が開始された。

調査事項については，①学校栄養職員による食に関する指導の在り方，②学校栄養職員の職務内容について，③学校栄養職員の資質の向上方策などである。

2001(平成13)年7月 食に関する指導の充実のための取組体制の整備について第一次報告

平成9年の保健体育審議会の答申と平成10年の中央教育審議会の答申において，健康教育の一環として食に関する指導の充実を図ることの重要性が，累次にわたり指摘されていることを踏まえ，各学校において児童・生徒に食に関する指導を行うことは，子どもが将来にわたって健康な生活を送る上で必要なものであることとし，各学校における取り組みがさまざまであることから，各教職員の一体的な取組体制を整備するとともに，学校